

■ 医療費控除の明細書の記載要領

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、表面右上の枠(1)～(3)を記入します。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※医療費通知に記載された医療費の金額は、実際に支払った金額と異なる場合があります。領収書の内容を確認して記入してください。

(3) 「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金（入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合、その金額を記入します。

※保険金などで補填される金額は、その給付の目的となつた医療費の金額を限度として差し引きします。引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費から差し引くことはできません。

【記入例】

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
117,100 円	103,800 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

領収書で確認したその年中に支払った金額の合計額を記入します。

保険金などを受け取った場合には、その金額を記入します。

2 医療費（上記1以外）の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。「1 医療費通知に関する事項」に記入したものは除いて記入してください。

なお、提出時に領収書原本の添付は不要ですが、申告から5年間は自宅で保管する必要があります。

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診察・治療を受けた病院や医薬品を購入した薬局など、支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内訳として該当するものをチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」

上記「1 医療費通知に関する事項」の(3)と同様です。

例) 田辺太郎さんが京都総合病院に通院した場合
1月15日 診療：6,200円 交通費：1,940円（往復）
5月21日 診療：6,000円 交通費：1,940円（往復）
8月13日 診療：8,800円 交通費：1,940円（往復）

京都総合病院計：21,000円 交通費計：5,820円

※「他の医療費」欄は、通院に要する交通費や治療に必要な医療用器具・装具などの購入がある場合にチェックします。

※交通費の支払が乗継ぎなどにより複数ある場合は、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

【記入例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
田辺 太郎	京都総合病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	21,000 円	円
同上	タナベ薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	8,600	
同上	交通費（JR・バス）	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	5,820	

■ 添付又は提示が必要な書類

●この「医療費控除の明細書」（添付）

●医療費通知（原本を添付）※「1 医療費通知に関する事項」に記入した医療費の金額がある場合

●医療費控除として含めることができる特定の費用について、その証明となる書類（添付又は提示）

（例）・寝たきり状態にある人の介護おむつ代：医師が発行した「おむつ使用証明書」

・市町村又は認定事業者による在宅介護費用：関係機関発行の「在宅介護費用証明書」など